

4. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号)

4-1 行為の制限を行うべき対象

大村市における良好な景観形成を図る上で、建築物の建築、工作物の建設、開発等を行う場合には、行為の届出を行い、景観形成基準に適合するかの確認を行うことになります。

なお、届出・審査について、市民・事業者の理解と協力を得て適切に進めるため、届出制度の内容を周知徹底し、良好な景観形成の誘導を行うものとします。

(1) 全市対象とする行為の届出

全市域を対象区域とする景観計画区域内において、景観法第16条第1項に基づく届出対象となる行為、規模等は、次のとおりです。

<届出対象行為、行為の規模を定める視点>

- “のびのび” “ひろびろ” の景観特徴を阻害しないこと
- 全市域のどこでも守るべき最低限の景観ルールとすること
- 将来世代に引き継ぐ良質で好感の持てるまちなみと調和したデザインを誘導すること

<届出行為の種類と届出対象の規模>

行為の種類		届出対象の規模
建築物の新築等*	○新築、増築、改築 若しくは移転	○高さが15メートルを超え、又は地階を除く階数が5以上である建築物
	○外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○床面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物 ○上記各項目に該当する建築物の外観の修繕、模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が2分の1以上のもの
工作物の新築等*	○新設、増築、改築 若しくは移転	○高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。)が15メートルを超える工作物
	○外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さが2メートルを超え、かつ、長さが30メートルを超える塀、垣、門、金網、擁壁、石垣等 ○高さ10メートルを超える建築物に設置する太陽光パネル又はパネル面積の合計が50平方メートルを超える太陽光パネル ○上記各項目に該当する工作物の外観の修繕、模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が2分の1以上のもの

行為の種類	届出対象の規模
○都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	○都市計画区域内で区域面積3,000平方メートル以上、都市計画区域外で区域面積10,000平方メートル以上の開発行為
○土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	○都市計画区域内で区域面積3,000平方メートル以上、都市計画区域外で区域面積10,000平方メートル以上の土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 ○面積が3,000平方メートル以上の木竹の伐採
○屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積	○高さ5メートルを超え、又は面積が3,000平方メートルを超える土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の屋外での堆積（堆積期間が60日以内のものは除く。）
適用除外	○届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為については景観法施行令第8条で定める行為とする。 ○大村市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により許可を受けなければならない行為

*建築物:建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物

*工作物:(1)垣、門、塀、金網、擁壁、石垣その他これらに類するもの

(2)記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの

(3)煙突、排気塔その他これらに類するもの

(4)高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの

(5)鉄筋コンクリート造り、金属製又は合成樹脂製の柱（次号に該当するものを除く。）

(6)電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物

(7)観覧車、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設

(8)アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設

(9)石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は加工する施設

(10)自動車等の収納の用途に供する立体的な施設

(11)汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設

(12)太陽光発電設備等その他これらに類するもの

(13)その他市長が指定したもの

(2) 景観形成重点地区を対象とする行為の届出

景観形成重点地区を対象区域とする、届出対象となる行為及び規模等は、次のとおりです。

<届出対象行為、行為の規模を定める視点>

- 地区の景観特徴を守ること
- 地区の景観特徴を引き継ぐ建築等の行為を誘導すること
- 現状の景観に調和するものとする
- 景観を阻害するものは取り除く・つぐらないこと

①景観形成地区（上小路周辺地区）

<届出行為の種類と届出対象の規模>

行為の種類		届出対象の規模
建築物 の新築 等*	○新築、増築、改築 若しくは移転 ○外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替 又は色彩の変更	○建築物（建築物に付属する門、塀及び屋外階段を除く。）の新築、増築、改築、移転又は外観、色彩の変更で、外部面積又は床面積の合計（増築、改築については、行為後の合計面積）が10平方メートルを超えるもの
工作物 の新築 等*	○新設、増築、改築 若しくは移転 ○外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替 又は色彩の変更	○次に掲げる建築物に付属する門、塀又は屋外階段の新築、増築、改築、移転又は外観、色彩の変更 - ア 高さが2メートルを超える門 - イ 高さが1.5メートルを超えるもので、かつ、長さが5メートルを超える塀 - ウ 高さが5メートルを超える屋外階段 ○次に掲げる工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 - ア 下記に示した*工作物の(1)に規定する工作物で、高さが1.5メートルを超えるもの（増築又は改築後の高さが1.5メートルを超えるものを含む。） - イ 下記に示した*工作物の(2)に規定する工作物で、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。）が4メートルを超えるもの（増築又は改築後の高さが4メートルを超えるものを含む。） - ウ 下記に示した*工作物の(3)から(5)までに規定する工作物で、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。）が5メートルを超えるもの（増築又は改築後の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。）が5メートルを超えるものを含む。）

行為の種類		届出対象の規模
		エ 下記に示した＊工作物の(6)に規定する工作物で、高さが10メートルを超えるもの（増築又は改築後の高さが10メートルを超えるものを含む。） オ 下記に示した＊工作物の(7)から(11)までに規定する工作物で、高さが5メートルを超えるもの、かつ、築造面積が10平方メートルを超えるもの（増築又は改築後の高さが5メートルを超えるもの、かつ、築造面積が10平方メートルを超えるものを含む。） カ 太陽光パネルを屋根及び地上に設置するもの（ただし、地上に設置する場合は、パネル面積の合計が10平方メートルを超えるもの） キ 上記アからカに該当する工作物の外観の修繕、模様替え又は色彩の変更で、行為にかかる部分の面積が2分の1以上のもの
○土地の形質の変更		○土地の形質の変更で、当該変更に係る土地の面積が500平方メートル以上のもの（変更後の面積が500平方メートル以上のものを含む。）、又は高さが1.5メートル以上の法面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴うもの
○木竹の伐採		○次に掲げる木竹の伐採又は植栽を除くもの ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採又は植栽 エ 仮植した木竹の伐採
適用除外		○届出を要しない通常管理行為、軽易な行為については景観法施行令第8条で定める行為とする。

＊建築物:建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物

＊工作物:(1)垣、門、塀、金網、擁壁、石垣その他これらに類するもの

(2)記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの

(3)煙突、排気塔その他これらに類するもの

(4)高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの

(5)鉄筋コンクリート造り、金属製又は合成樹脂製の柱（次号に該当するものを除く。）

(6)電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物

(7)観覧車、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設

(8)アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設

(9)石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は加工する施設

(10)自動車等の収納の用途に供する立体的な施設

(11)汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設

(12)太陽光発電設備等その他これらに類するもの

(13)その他市長が指定したもの

②特定施設届出地区

<届出行為の種類と届出対象の規模>

行為の種類	届出対象の用途・規模
特定施設の 新築等＊	○規模に関わらず、下記に示した用途のもの (1)キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、マージャン屋、 パチンコ屋、ゲームセンター、モーター類似施設等 (2)ガソリンスタンド等 (3)レストラン、喫茶店等 (4)スーパーマーケット、専門店、レンタルビデオショップ、貸 自動車業等 (5)ホテル、旅館等 ※指定している路線 の路端より両側そ れぞれ 20 メートル 以内の区域
適用除外	○届出を要しない通常管理行為、軽易な行為については景観法施行令第 8 条で定める行為とする。

- ＊特定施設：(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号並びに同条第 6 項第 4 号に規定する営業を行うための施設
- (2)危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 3 条第 1 号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く。）
- (3)飲食店業を営むための施設（第 1 号に該当する施設を除く。）
- (4)物品販売業又は物品貸付業を営むための施設（当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。）
- (5)旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する営業を行うための施設

4－2 景観形成基準

(1) 全市を対象とする行為の景観形成基準

大村市の全市域（景観計画区域）について、良好な景観形成のため、以下の景観形成基準を定めます。

ア) 建築物の新築等・工作物の新築等

○位置及び規模

基本的 配慮事項	行為の基準			
	①-1 都市拠点景観 (大村駅周辺地区)	①-2 都市拠点景観 (新大村駅周辺地区)	②周辺市街地景観 ③施設景観 ④丘陵住宅地景観 ⑤平坦部住宅地景観 ⑥漁港集落地景観	⑦田園景観 ⑧自然緑地景観
周辺の景観と 調和した位置 及び規模に配 慮すること。	○周辺の建築物の 高さや壁面位置 の調和を図り、 まちなみとして の連続性やまと まりを確保する よう配慮する こと。	○周辺の建築物の高 さや壁面位置の調 和を図り、まちな みとしての連続性 やまとまりを確保 するよう配慮する こと。 ○空と大地の景観軸 や緑と交流の景観 軸沿いの建築物は 多良山系への見通 しや背景となる山 並みの見え方に配 慮すること。	○周辺の建築物や 自然景観から突 出した印象にな らないように周 辺の景観との調 和に配慮する こと。 ○圧迫感を緩和す るために高層部 分を後退させ、 背景の山並みに も配慮すること。	○建築物の密集を 防ぎ、周辺を緑 化し、自然景観 が妨げられない よう配慮する こと。 ○背景となる山並 みや丘陵の稜線 に調和する建築 物の位置、規模 等とし、周辺の 景観を阻害しな いよう配慮する こと。

基本的 配慮事項	行為の基準			
	①-1 都市拠点景観 (大村駅周辺地区)	①-2 都市拠点景観 (新大村駅周辺地区)	②周辺市街地景観 ③施設景観 ④丘陵住宅地景観 ⑤平坦部住宅地景観 ⑥漁港集落地景観	⑦田園景観 ⑧自然緑地景観
市内を見渡せる場所からの眺望を妨げないよう建築物及び工作物の位置及び規模に配慮すること。	○背景となる山並みや海辺への連続性を分断しないような位置及び規模に配慮すること。 ○ランドマークとなる歴史的建造物への眺望が遮られないよう配慮すること。	○背景となる多良岳山系の山並みや長崎空港及び大村湾への視界の連続性を分断しないような位置及び規模に配慮すること。 ○ランドマークとなる新大村駅の見え方に配慮すること。	○良好な眺望ポイントの確保のため、背景となる山や海への視線を妨げない位置及び規模に配慮すること。 ○市街地からの山並みの眺望を確保するため、建築物の高さに配慮すること。	○周囲からの眺望を妨げないような位置及び規模に配慮すること。 ○山並みの稜線や海浜部における海辺の連続性を分断しないように配慮すること。 ○良好な山並みへの景観の確保のために、敷地内での工作物の位置及び規模に配慮すること。
歩行者等に対する圧迫感及び威圧感を緩和させるよう道路等の公共用地に接する部分から後退し、空間の確保に努める等位置及び規模に配慮すること。	○セットバックや隅切りにより後退し、オープンスペース等の空間を確保し、歩行者等に対する圧迫感の軽減のため、建築物の配置に配慮すること。 ○道路から後退し、広々とした公共空間を創出するよう配慮すること。	○セットバックや隅切りにより後退し、オープンスペース等の空間を確保し、歩行者等に対する圧迫感の軽減のため、建築物の配置に配慮すること。 ○緑と交流の景観軸沿いは、遊歩道と一体となって利用できる空間を創出するよう配慮すること。	○道路から後退し、周辺のまちなみへの威圧感の軽減に配慮すること。 ○道路から後退し、歩行者等への圧迫感及び威圧感を緩和するよう公共空間の確保に配慮すること。	○道路から後退し、緑化スペースとして活用する等、周辺の景観との調和に配慮すること。 ○周辺の景観と不調和にならないよう、建築物の規模や位置等の配慮をすること。

○形態及び意匠

基本的 配慮事項	行為の基準			
	①-1 都市拠点景観 (大村駅周辺地区)	①-2 都市拠点景観 (新大村駅周辺地区)	②周辺市街地景観 ③施設景観 ④丘陵住宅地景観 ⑤平坦部住宅地景観 ⑥漁港集落地景観	⑦田園景観 ⑧自然緑地景観
周辺の景観と調和し、全体的に違和感がなく、まとまった形態及び意匠となるよう配慮すること。	○まちなみとしてまとまりや一体感を創出するため、周辺の建築物の形態や意匠に調和するよう配慮すること。	○交流ゾーンにおいては、新大村駅舎と調和した玄関口にふさわしいまちなみとなるよう配慮すること。 ○緑と交流の景観軸沿いは、建物入口や開口部等を設けるなど、通りとの一体感を創出する建築デザインとなるよう配慮すること。	○まちなみとしてまとまりある形態及び意匠とするため、周辺の住宅等との調和に配慮すること。 ○屋根の形態等をそろえることにより、まちなみとしてのまとまりの創出に配慮すること。	○山や海への眺望や周辺の自然・田園景観と調和するような形態及び意匠となるよう配慮すること。 ○背景となる自然景観との調和や、周辺集落と勾配屋根が連続するよう屋根の形態に配慮すること。
	○当該地域にふさわしい建築物のデザインとし、特に突出しない形態及び意匠となるように配慮すること。 ○屋外設備は露出しないよう建物と一体となるような形態及び意匠に配慮すること。 ○建物の美観を損なうような構築物（屋外設備や屋外階段等）は、デザインの工夫により建物の一体化、調和を図るよう配慮すること。 ○公共空間やランドマークからの眺望や自然景観を阻害しない形態とし、屋外設備（地上設置、建築物の屋上設置等）の垂直面（側面）が見えないように、屋外設備の高さ以上の植栽、ルーバー、塀等により遮蔽するよう配慮すること。 ○太陽光パネルを地上に設置する場合は、植栽、ルーバー、塀等により遮蔽するよう配慮すること。勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を超えないように設置して屋根と一体化するよう配慮すること。陸屋根に設置する場合は、最上部を低くするか、ルーバー等により目立たないように建築物と一体化させるよう配慮すること。			

基本的 配慮事項	行為の基準			
	①-1 都市拠点景観 (大村駅周辺地区)	①-2 都市拠点景観 (新大村駅周辺地区)	②周辺市街地景観 ③施設景観 ④丘陵住宅地景観 ⑤平坦部住宅地景観 ⑥漁港集落地景観	⑦田園景観 ⑧自然緑地景観
高層又は長大な壁面となる場合は、デザインの工夫等により圧迫感、威圧感を緩和させる形態及び意匠となるよう配慮すること。	○低層部の形態及び意匠により圧迫感、威圧感の軽減を図り、快適な公共空間の創出に配慮すること。	○均一のデザインが連続する形態及び意匠は出来るだけ避け、タテやヨコの分節化や材質等の変化により、まちなみが豊かな表情を持つよう配慮すること。 ○商業、業務施設の低層部は、ショーウィンドーや、イルミネーションなどまちなみの賑わいの創出に配慮すること。	○周辺の建築物との調和を図るため、壁面の分節化等によりまちなみとしての連続性の確保に配慮すること。	○周辺の自然や景観から突出した印象を与えないような屋上や壁面の形態及び意匠とするよう配慮すること。 ○壁面の分節化等により周辺自然環境との不調和を避けるよう配慮すること。
○長大で単純な壁面は凹凸をつけることにより、圧迫感等の軽減に配慮すること。				

備考 景観形成基準の表中における高層部とは地上からの高さ 10 メートル以上又は 4 階以上、又、低層部とは地上からの高さ 10 メートル未満又は 3 階以下の部分をいいます。

○色彩

基本的 配慮事項	行為の基準			
	①-1 都市拠点景観 (大村駅周辺地区)	①-2 都市拠点景観 (新大村駅周辺地区)	②周辺市街地景観 ③施設景観 ④丘陵住宅地景観 ⑤平坦部住宅地景観 ⑥漁港集落地景観	⑦田園景観 ⑧自然緑地景観
多数の色使用 や派手な色彩 は避け、周辺 の景観と調和 し、建築物全 体でまとまり を感じさせる 色彩となるよ う配慮するこ と。	○低彩度を基調とす るが、にぎわいづ くりが必要なとこ ろではアクセント を与える色彩にな るよう配慮す ること。 ○まちなみや通りの 賑わいを演出する ために、アクセント 色は、低層部に 用いるよう配慮す ること。	○まちなみや通りの 賑わいを演出する ために、アクセント 色は、低層部に 用いるよう配慮す ること。 ○新大村駅舎と調和 したまとまりや連 続性を感じさせる 色彩になるよう配 慮すること。	○低彩度を基調と し、まとまりを感 じさせる色彩にな るよう配慮する こと。 ○隣接する建築物 との色差を小さ くし、まちなみに まとまりと連続 性が生まれるよ う配慮すること。	○田園景観や自 然緑地景観と の調和に配慮 し、低彩度の 落ち着いた色 彩になるよう 配慮すること。
			○当該地域で昔から使われてきた色彩 や配色を活用するよう配慮すること。 ○建築物が建ち並ぶ通りは、色相や色 調をそろえて、周辺のまちなみと不 調和にならないように配慮すること。	

基本的 配慮事項	行為の基準																										
	①-1 都市拠点景観 (大村駅周辺地区)	①-2 都市拠点景観 (新大村駅周辺地区)	②周辺市街地景観 ③施設景観 ④丘陵住宅地景観 ⑤平坦部住宅地景観 ⑥漁港集落地景観	⑦田園景観 ⑧自然緑地景観																							
	○建築物及び工作物の外観に使用できる色彩の制限範囲は、下表のとおりとする。 ただし、次の場合については、この限りではない。																										
	・以下の範囲内で外観のアクセント色として着色する部分の色彩。																										
	低層部に使用する色彩で、低層部各面の見付面積の5分の1未満																										
	高層部に使用する色彩で、高層部各面の見付面積の10分の1未満																										
	・着色していない木材・土壁・石材・ガラス材等の材料によって仕上げられる部分の色彩。																										
	<高層部（高さ10メートル以上 又は4階以上）>		<高層部（高さ10メートル以上 又は4階以上）>																								
<table><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>0.1R～10R</td><td rowspan="4">4以上 9以下</td><td>4以下</td></tr><tr><td>0.1YR～5Y</td><td>6以下</td></tr><tr><td>上記以外の 有彩色</td><td>2以下</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>—</td></tr></table>		色相	明度	彩度	0.1R～10R	4以上 9以下	4以下	0.1YR～5Y	6以下	上記以外の 有彩色	2以下	無彩色	—	<table><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>0.1R～10R</td><td rowspan="4">6以上 9以下</td><td>4以下</td></tr><tr><td>0.1YR～5Y</td><td>6以下</td></tr><tr><td>上記以外の 有彩色</td><td>2以下</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>—</td></tr></table>		色相	明度	彩度	0.1R～10R	6以上 9以下	4以下	0.1YR～5Y	6以下	上記以外の 有彩色	2以下	無彩色	—
色相	明度	彩度																									
0.1R～10R	4以上 9以下	4以下																									
0.1YR～5Y		6以下																									
上記以外の 有彩色		2以下																									
無彩色		—																									
色相	明度	彩度																									
0.1R～10R	6以上 9以下	4以下																									
0.1YR～5Y		6以下																									
上記以外の 有彩色		2以下																									
無彩色		—																									
<低層部（高さ10メートル未満 又は3階以下）>		<低層部（高さ10メートル未満 又は3階以下）>																									
<table><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>全ての 有彩色</td><td rowspan="2">2以上 9以下</td><td>6以下</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>—</td></tr></table>		色相	明度	彩度	全ての 有彩色	2以上 9以下	6以下	無彩色	—	<table><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>0.1R～10R</td><td rowspan="4">2以上 9以下</td><td>4以下</td></tr><tr><td>0.1YR～5Y</td><td>6以下</td></tr><tr><td>上記以外の 有彩色</td><td>2以下</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>—</td></tr></table>		色相	明度	彩度	0.1R～10R	2以上 9以下	4以下	0.1YR～5Y	6以下	上記以外の 有彩色	2以下	無彩色	—				
色相	明度	彩度																									
全ての 有彩色	2以上 9以下	6以下																									
無彩色		—																									
色相	明度	彩度																									
0.1R～10R	2以上 9以下	4以下																									
0.1YR～5Y		6以下																									
上記以外の 有彩色		2以下																									
無彩色		—																									
○過度に明度差（コントラスト）の大きな配色は極力避け、適切な明度対比を持たせた同系色を用いるなど周辺環境や自然との調和に配慮すること。																											
○太陽光パネルの色彩は、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度で、反射が少なく模様の目立たないものに配慮すること。																											

備考 色相・明度・彩度は、JIS・Z8721（三属性による色の表示方法）規格により尺度化した表色系を指します。

○素材

基本的 配慮事項	行為の基準			
	①-1 都市拠点景観 (大村駅周辺地区)	①-2 都市拠点景観 (新大村駅周辺地区)	②周辺市街地景観 ③施設景観 ④丘陵住宅地景観 ⑤平坦部住宅地景観 ⑥漁港集落地景観	⑦田園景観 ⑧自然緑地景観
周辺の景観と調和し、かつ長期間に渡って良好な景観を維持できる素材を使用するように配慮すること。	○耐久性に優れ、周囲の建築物と調和する素材を用い、まちなみのイメージを高めるよう配慮すること。	○耐久性に優れ、新大村駅舎と調和する素材を用い、まちなみのイメージを高めるよう配慮すること。 ○反射率の高い鏡面的な外装材を用いる場合は、周辺への反射や映り込みに十分配慮すること。	○周辺の環境との調和に配慮し、まちなみの景観向上を目指すよう配慮すること。	○周辺の自然環境との調和が図られる素材を用いるよう配慮すること。
	○経年変化に考慮し、長期間美観を維持できる素材に配慮すること。 ○周辺環境との調和のとれた素材を用いるよう配慮すること。			

○敷地及び外構

基本的 配慮事項	行為の基準			
	①-1 都市拠点景観 (大村駅周辺地区)	①-2 都市拠点景観 (新大村駅周辺地区)	②周辺市街地景観 ③施設景観 ④丘陵住宅地景観 ⑤平坦部住宅地景観 ⑥漁港集落地景観	⑦田園景観 ⑧自然緑地景観
敷地内や外構部は、緑化に努めること。樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。また、緑化の際は、その周辺の植生状況や地域の特性を踏まえた樹種の選定に十分配慮すること。	○建物の周辺には、修景効果の高い緑化やオープンスペースを確保するよう配慮すること。 ○建築物の入り口部分は植栽等により、うるおいを演出するよう配慮すること。	○建築物の入り口部分は植栽等により、うるおいを演出するよう配慮すること。 ○緑と交流の景観軸沿いは、外構に自然素材(木材・土・石材等)やこれに類する素材を用いることで、通りとの連続性を高めるよう配慮すること。 ○駅前広場に面する部分の外構の照明は、暖かみが感じられる空間となるよう、低めの色温度を基調とするよう配慮すること。	○建築物の外構部を緑化するよう修景に配慮すること。 ○特に施設景観においては、樹木等の植栽により周辺の景観にうるおいを与えるよう配慮すること。	○地域特性にふさわしい樹種の選定や既存樹の活用に配慮すること。 ○施設周辺の緑化により、周辺の自然景観と調和するよう配慮すること。
敷地内に屋外駐車場、駐輪場、物置等を設置する場合は、遮蔽し、まちなみや隣接する敷地と不調和を生じさせないように配慮すること。	○歩道に面する場所では、緑化やデザインされた塀等で修景するよう配慮すること。 ○板塀等で駐車場を遮蔽することで周辺の景観に不調和を与えないよう配慮すること。	○歩道に面する場所では、緑化やデザインされた塀等で修景するよう配慮すること。 ○緑と交流の景観軸沿いは、通りの雰囲気をこわさないよう、駐車場の位置や形態、舗装仕上げ等に配慮すること。	○屋外駐車場の境界部の緑化、場内の舗装等により修景するよう配慮すること。 ○緑化ブロックや周辺の植栽により、ゆとりやうるおいをもたらすよう配慮すること。	○周辺景観との調和を図るため、敷地周囲の緑化に配慮すること。 ○道路と面する部分の緑化により、まちなみにうるおいをもたらすよう配慮すること。

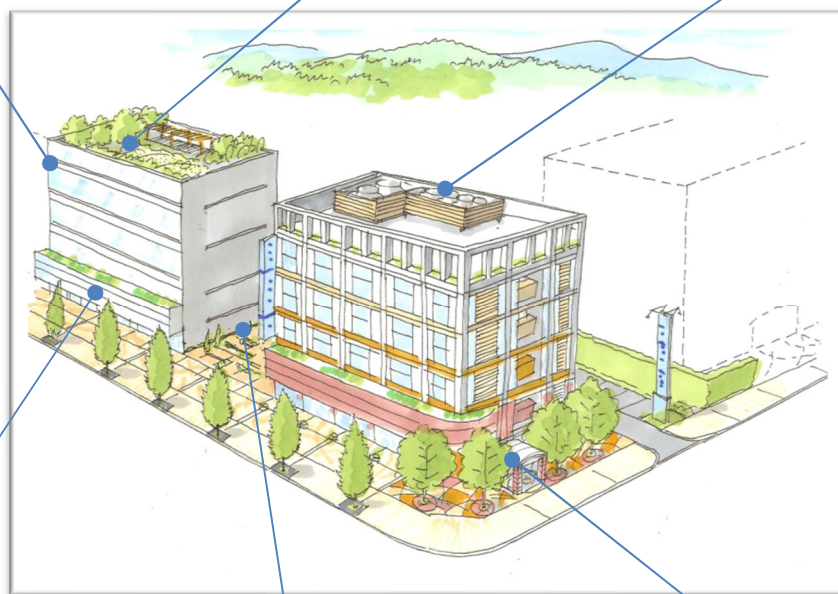
基本的 配慮事項	行為の基準			
	①-1 都市拠点景観 (大村駅周辺地区)	①-2 都市拠点景観 (新大村駅周辺地区)	②周辺市街地景観 ③施設景観 ④丘陵住宅地景観 ⑤平坦部住宅地景観 ⑥漁港集落地景観	⑦田園景観 ⑧自然緑地景観
	○屋外駐車場、駐輪場及び物置の設置については、周辺の景観との調和に配慮し、雑然とならないよう塀、生垣又は周辺の緑化を配慮すること。 ○屋外駐車場の舗装は、緑化ブロックや芝生保護材等を使用するよう配慮すること。			

備考 色温度とは、ある光源が発している光の色を定量的な数値で表現する尺度で、色温度の単位(ケルビン)が低いほど暖色系の色を発し、高いほど寒色系の色を発します。

建物は、隣接する建物の高さ、形態・意匠、壁面位置等と調和するよう配慮すること。

屋上緑化、敷地内緑化等うるおいの創出に配慮すること。

屋外施設（太陽光発電施設を含む）や屋外階段等は格子、ルーバーなどで遮蔽し、直接見えないように配慮すること。



建物は、周辺の景観と調和し、かつ、良好な景観を阻害しないような位置、規模、色彩等に配慮すること。

隣接する建物の空間を広くすることで、山並みなどへの見通しを確保するよう配慮すること。
長大な壁面は、分節化するなど圧迫感の軽減に配慮すること。

道路からのセットバックによるゆとりや緑化によるうるおい豊かな公開空間を確保するよう配慮すること。

イ) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び土地の開墾、土石の採取、
鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

基本的配慮事項	行為の基準
周辺の景観との調和や 景観の連続性を保つよ う配慮すること。	○現況の地形を活かし、地形の改変や盛土・切土は必要最小限に留めるよう 配慮すること。 ○法面・擁壁が生じる場合には、緩やかな勾配とし、植栽、緑化ブロック、 修景ブロック等を使用するよう配慮すること。 ○樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保全するよう配慮すること。 ○既存の石垣は、保全するよう配慮すること。やむを得ず撤去する場合は、 最小限に抑え、石垣の連続性が保たれるよう配慮すること。 ○土石の採取又は採掘を行う範囲は、必要最小限に留め、緑化や周辺景観に 調和した塀の設置などで遮蔽するよう配慮すること。 ○行為後は、土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の 修景を行うよう配慮すること。

ウ) 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積

基本的配慮事項	行為の基準
景観阻害となる物件が 道路等から見えないよ う配慮すること。	○堆積の高さは低くし、かつ整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与え ないように配慮すること。 ○堆積物のある敷地境界部は、緑化や塀などで遮蔽し、周辺環境との調和に 配慮すること。 ○堆積物は敷地境界から後退させ、景観の阻害要因とならないよう配慮する こと。 ○廃棄物の堆積場所は、堅固な柵で周囲を囲み、堆積物の飛散や臭気の防止 に配慮すること。

(2) 景観形成重点地区における行為に関する基準

景観形成重点地区の良好な景観形成のため、以下のような景観形成基準を定めます。

①景観形成地区（上小路周辺地区）

ア) 建築物の新築等・工作物の新築等

○規模・高さ

区分	行為の基準
1. 歴史的地区	○歴史的なまちなみの連続性を保つため、10メートル以下又は2階建てまでとするよう努めること。 ○歴史的環境を維持するために土地の細分化は行わず、ゆったりとした敷地規模（概ね80坪以上）を確保するよう努めること。
2. 入口地区	○歴史的なまちなみの連続性を保つため、10メートル以下又は2階建てまでとするよう努めること。
3. 商店街地区	○周辺環境から突出しない高さとするよう努めること。
4. 住宅地区	

○形態

区分	行為の基準
1. 歴史的地区	○歴史的環境や自然環境と調和するよう和風を基調とするよう努めること。
2. 入口地区	○歴史的環境や自然環境と調和するよう勾配屋根で瓦葺き等とするよう努めること。 ○外観を覆わないように努めること。 ○外壁面の位置は、隣地境界から1メートル以上離すよう努めること。
3. 商店街地区	○周辺環境に調和する落ち着いた形態とするよう努めること。 ○周辺環境と調和するよう原則として勾配屋根とするよう努めること。 ○外観を覆わないように努めること。 ○大規模建築物は、周辺環境やまちなみと調和し、大壁面とならないよう配慮した形態に努めること。
4. 住宅地区	○周辺環境に調和する落ち着いた形態とするよう努めること。 ○周辺環境と調和するよう原則として勾配屋根とするよう努めること。 ○外観を覆わないように努めること。 ○大規模建築物は、周辺環境やまちなみと調和し、大壁面とならないよう配慮した形態に努めること。 ○外壁面の位置は、隣地境界から0.7メートル以上離すよう努めること。

○色彩

区分	行為の基準
1. 歴史的地区 2. 入口地区	○外壁は、歴史的環境に調和する白、灰色、黒又は自然素材色に近い落ち着いた色彩とするよう努めること。 ○外壁に使用できる「落ち着いた色彩」の範囲は、別表①のとおりとする。 ○屋根等は、伝統的な色彩を基本とし、黒若しくは灰色又はこれらに近い落ち着いた色彩とするよう努めること。 ○屋根等に使用できる「落ち着いた色彩」の範囲は、別表②のとおりとする。 ○太陽光パネルの色彩は、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度で、反射が少なく模様の目立たないものに努めること。
3. 商店街地区	○外壁及び屋根は、まちなみと調和した落ち着いた色彩とするよう努めること。 ○外壁に使用できる「落ち着いた色彩」の範囲は、別表①のとおりとする。 ○屋根等に使用できる「落ち着いた色彩」の範囲は、別表②のとおりとする。 ○太陽光パネルの色彩は、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度で、反射が少なく模様の目立たないものに努めること。
4. 住宅地区	○外壁及び屋根は、周辺環境と調和する落ち着いたものとし、明度及び彩度ともに低い色彩とするよう努めること。 ○外壁に使用できる「落ち着いた色彩」の範囲は、別表①のとおりとする。 ○屋根等に使用できる「落ち着いた色彩」の範囲は、別表②のとおりとする。 ○太陽光パネルの色彩は、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度で、反射が少なく模様の目立たないものに努めること。

別表①建築物の外壁の色彩

色相	明度	彩度
0.1YR～5Y	8.5 以上の場合	2 以下とする
	8.5 未満の場合	4 以下とする
上記以外の色相	全域	0.5 以下とする

ただし、着色していない木材、土壁、石材、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。

別表②建築物の屋根の色彩

色相	明度	彩度
0.1YR～5Y	5 以下とする	4 以下とする
上記以外の色相	5 以下とする	0.5 以下とする

ただし、燧瓦及び銅板葺きによるものの色彩はこの限りでない。

○付属施設・設備等

区分	行為の基準
1. 歴史的地区	○空調、給排水等の設備や屋外階段等は、直接見えないよう覆いをするか、建築物の中に取り込むなど、建築物と一体感を保つデザインとし、周辺環境との調和に努めること。 ○太陽光パネルを地上に設置する場合は、植栽、ルーバー、塀等により遮蔽するように努めること。勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を超えないように設置して屋根と一体化するよう努めること。陸屋根に設置する場合は、最上部を低くするか、ルーバーなどにより目立たないようにして建築物と一体化させるよう努めること。 ○排水パイプ、ゴミ箱等は、石垣に直接又は石垣の近くへの設置はやめ、周辺環境と調和するよう努めること。 ○駐車場を設ける場合は、門、塀、生垣等により通りから直接見えないよう歴史的環境の連続性の確保に努めること。
2. 入口地区 3. 商店街地区	○空調、給排水等の設備や屋外階段等は、直接見えないよう覆いをするか、建築物の中に取り込むなど、建築物と一体感を保つデザインとし、周辺環境との調和に努めること。 ○太陽光パネルを地上に設置する場合は、植栽、ルーバー、塀等により遮蔽するように努めること。勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を超えないように設置して屋根と一体化するよう努めること。陸屋根に設置する場合は、最上部を低くするか、ルーバーなどにより目立たないようにして建築物と一体化させるよう努めること。 ○排水パイプ、ゴミ箱等は、石垣に直接又は石垣の近くへの設置はやめ、周辺環境と調和するよう努めること。 ○通りに面する駐車場では、植栽や舗装を施し、まちなみの連続性に努めること。
4. 住宅地区	○空調、給排水等の設備や屋外階段等は、直接見えないよう覆いをするか、建築物の中に取り込むなど、建築物と一体感を保つデザインとし、周辺環境との調和に努めること。 ○太陽光パネルを地上に設置する場合は、植栽、ルーバー、塀等により遮蔽するように努めること。勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を超えないように設置して屋根と一体化するよう努めること。陸屋根に設置する場合は、最上部を低くするか、ルーバーなどにより目立たないようにして建築物と一体化させるよう努めること。 ○排水パイプ、ゴミ箱等は、石垣に直接又は石垣の近くへの設置はやめ、周辺環境と調和するよう努めること。

○石垣・塀

区分	行為の基準
1. 歴史的地区 2. 入口地区	○既存の石垣は、保全すること。やむを得ず撤去する場合は、最小限に抑え石垣の連続性が保たれるよう努めること。 ○通りに面して門や塀を設ける場合は、石塀、漆喰壁、生垣等とし、石垣の連続性が感じられるよう努めること。
3. 商店街地区 4. 住宅地区	○既存の石垣は、保全すること。やむを得ず撤去する場合は、最小限に抑え石垣の連続性が保たれるよう努めること。

イ) 土地の形質の変更・木竹の伐採

区分	行為の基準
1. 歴史的地区 2. 入口地区 3. 商店街地区 4. 住宅地区	○現況の地形を活かし、地形の改変や盛土・切土は必要最小限に留めるよう努めること。 ○法面・擁壁が生じる場合には、できる限り周辺の景観と調和する工法、材料の使用に努めること。 ○既存の石垣は保全に努めること。やむを得ず撤去する場合は、最小限に抑え石垣の連続性が保たれるように努めること。 ○土石の採取又は採掘を行う範囲は、必要最小限に留め、緑化や周辺景観に調和した塀の設置などで遮蔽するよう努めること。 ○行為後は、土地の原状回復に努め、周辺景観と調和するような緑化等の修景を行うよう努めること。 ○樹林や屋敷内の緑は、保全するよう努めること。やむを得ず伐採する場合は、周辺の植生に合わせた緑化により最大限復元に努めること。 ○緑を増やす工夫に努めること。

②特定施設届出地区

種別	項目	基本的配慮事項	行為の基準
特定施設 の新築等	位置	背景となる山並みや海、穏やかな丘陵地、広がる田園への眺望を妨げない位置に努めること。	○背景となる山並みや海辺への連続性を分断しないような位置及び規模に努めること。 ○ランドマークとなる歴史的建造物への眺望が遮られないよう努めること。 ○市街地からの山並みの眺望を確保するため、周辺と調和する建築物の高さに努めること。 ○周囲からの眺望を妨げないような位置及び規模に努めること。
	壁面後退	安全でゆとりある公共空間を確保するため、道路から後退した位置に努めること。	<共通> ○セットバックや隅切りにより後退し、オープンスペース等の空間を確保し、歩行者等への圧迫感、威圧感を緩和するよう努めること。 ○道路から後退し、緑化スペースとして活用する等、周辺の景観との調和に努めること。 ○周辺の景観と不調和にならないよう、建築物の規模や位置等に努めること。 <キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、モーター類似施設等> ○歩行者等に圧迫感を与えないよう、他の建築物に合わせた壁面の位置に努めること。 <ガソリンスタンド等> ○上屋の柱や防火壁の後退ラインをそろえるよう努めること。 ○敷地内には車両が乗り入れることから、歩道との境界部は明確に区分し、歩行者の安全性の確保に努めること。 <レストラン、喫茶店等> ○歩道から建築物を後退させ、歩行者の動線の誘導に努めること。 <スーパーマーケット、専門店、レンタルビデオショップ、貸自動車業等> ○歩道から建築物を後退させ、ゆとりある歩行空間の創出に努めること。 ○陳列されている商品などを立ち止まってみられるような公開空間の確保に努めること。 <ホテル、旅館等> ○客室等の上層部の壁面位置を後退させることにより、圧迫感や威圧感の軽減に努めること。

種別	項目	基本的配慮事項	行為の基準
	周囲との連続性	周囲の施設と調和し、通りとしてまとまりや連続性がある位置に努めること。	<共通> ○周辺の建築物の高さや壁面位置の調和を図り、まちなみとしての連続性やまとまりを確保するよう努めること。 ○建築物の高さ等を合わせることで、まちなみに一体感を持たせるよう努めること。 ○周辺の建築物や自然景観から突出した印象にならないように周辺の景観との調和に努めること。 ○圧迫感を緩和するために高層部分を後退させ、背景の山並み景観の確保に努めること。 <スーパーマーケット、専門店、レンタルビデオショップ、貸自動車業等> ○店舗が集まるところでは、周囲の建築物と違和感のないよう努めること。 <ホテル、旅館等> ○隣接する建築物との高さや壁面位置を合わせ、まちなみの一体感に努めること。
	意匠	周辺の景観と調和し、シンプルな意匠となるよう努めること。中心市街地など賑やかさが求められるところにおいては、賑わいづくりに貢献できる意匠となるよう努めること。	<共通> ○まちなみとしてまとまりや一体感を創出するため、周辺の建築物の形態や意匠に調和するよう努めること。 ○その地域にふさわしい建築物のデザインとし、特に突出しない、形態・意匠となるよう努めること。 ○山や海への眺望や周辺の自然・田園景観と調和するようシンプルな形態及び意匠となるよう努めること。 ○周辺集落と勾配屋根が連続するよう屋根の形態に努めること。 ○デザインは、高品質でシンプルになるよう努めること。 ○周辺がある程度デザイン的に統一された建築物群の場合は、それと合わせ突出しないデザインに努めること。 ○長大で単純な壁面は、凹凸や分節化に努めること。 ○高層建築物の壁面について、市街地部にぎわいのあるところは、1階部のデザインを工夫し、オープンな形態を用いるなど2階以上の部分との形態を変化させるよう努めること。 ○屋外設備は、露出させず建築物と一体となるような形態及び意匠に努めること。

種別	項目	基本的配慮事項	行為の基準
			○建築物の美観を損なうような構築物（屋外設備や屋外階段等）は、デザインの工夫により建築物との一体化、調和を図るように努めること。 〈キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、モーター類似施設等〉 ○電飾サインによる派手な装飾は、控えるよう努めること。 ○大規模な壁面となる場合は、歩行者への圧迫感の軽減を図れるようなデザインの工夫に努めること。 〈ガソリンスタンド等〉 ○取り囲む壁面はシンプルなものとし、統一性を持たせるよう努めること。 〈レストラン、喫茶店等〉 ○周辺のまちなみに調和した屋根の形態に努めること。 〈スーパーマーケット、専門店、レンタルビデオショップ、貸自動車業等〉 ○周辺のまちなみに調和した屋根の形態に努めること。
	形態	背景となる山並みや海、穏やかな丘陵地、広がる田園への眺望を妨げない形態に努めること。	＜共通＞ ○まちなみとしてまとまりや一体感を創出するため、周辺の建築物の形態や意匠に調和するよう努めること。 ○周辺の住宅地と調和のとれた形態及び意匠とし、快適な居住空間を阻害しないよう努めること。 ○自然景観等と違和感が生じないようにシンプルな形態及び意匠とするよう努めること。 ○質の高いデザインでまちなみ景観を創出するよう努めること。 ○山間部での周辺集落においては、屋根勾配が連続するよう屋根の形態に努めること。 〈キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、モーター類似施設等〉 ○広告物を含め、施設全体でのまとまりに努めること。 〈ガソリンスタンド等〉 ○事務所や修理場等を上屋の中に収め、まとまりのある形態及び意匠に努めること。 ○施設は、平屋を原則とし、周囲からの眺望を妨げないよう努めること。

種別	項目	基本的配慮事項	行為の基準																								
	色彩	色彩は、低彩度とするとともに、多色使用を避け、沿道周辺の景観と調和が図られるよう努めること。 中心市街地など賑やかさが求められるところにおいては、アクセントを与える色彩の工夫に努めること。	<共通> ○外観に使用できる色彩の制限範囲は、下表のとおりとする。ただし、次の場合については、この限りではない。 ・下記の範囲内で外観のアクセント色として着色する部分の色彩。 低層部に使用する色彩で、低層部各面の見付面積の5分の1未満 高層部に使用する色彩で、高層部各面の見付面積の10分の1未満 ・着色していない木材・土壁・石材・ガラス材等の材料によって仕上げられる部分の色彩。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用部分</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">高層部（高さ10メートル以上又は4階以上）</td><td>0.1R～10R</td><td rowspan="4">6以上 9以下</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td><td>6以下</td></tr> <tr> <td>上記以外の有彩色</td><td>2以下</td></tr> <tr> <td>無彩色</td><td>—</td></tr> <tr> <td rowspan="4">低層部（高さ10メートル未満又は3階以下）</td><td>0.1R～10R</td><td rowspan="4">2以上 9以下</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td><td>6以下</td></tr> <tr> <td>上記以外の有彩色</td><td>2以下</td></tr> <tr> <td>無彩色</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> ○過度に明度差（コントラスト）の大きな配色は極力避け、適切な明度対比を持たせた同系色を用いるなど周辺環境や自然との調和に配慮すること。 ○企業特有のイメージカラー等は、周辺のまちなみ景観や自然景観に調和した色彩となるよう努めること。 〈キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、モーター類似施設等〉 ○周辺のまちなみに配慮した色彩に努めること。 〈ガソリンスタンド等〉 ○周辺環境に応じて企業特有のイメージカラー等が目立ちすぎないように努めること。 〈レストラン、喫茶店等〉 ○周辺のまちなみに調和した屋根の色彩に努めること。 ○周辺環境に応じて企業特有のイメージカラー等が目立ちすぎないように努めること。	適用部分	色相	明度	彩度	高層部（高さ10メートル以上又は4階以上）	0.1R～10R	6以上 9以下	4以下	0.1YR～5Y	6以下	上記以外の有彩色	2以下	無彩色	—	低層部（高さ10メートル未満又は3階以下）	0.1R～10R	2以上 9以下	4以下	0.1YR～5Y	6以下	上記以外の有彩色	2以下	無彩色	—
適用部分	色相	明度	彩度																								
高層部（高さ10メートル以上又は4階以上）	0.1R～10R	6以上 9以下	4以下																								
	0.1YR～5Y		6以下																								
	上記以外の有彩色		2以下																								
	無彩色		—																								
低層部（高さ10メートル未満又は3階以下）	0.1R～10R	2以上 9以下	4以下																								
	0.1YR～5Y		6以下																								
	上記以外の有彩色		2以下																								
	無彩色		—																								

種別	項目	基本的配慮事項	行為の基準
			〈スーパーマーケット、専門店、レンタルビデオショップ、貸自動車業等〉 ○周辺のまちなみに調和した屋根の色彩に努めること。 ○周辺環境に応じて企業特有のイメージカラー等が目立ちすぎないように努めること。 〈ホテル、旅館等〉 ○隣接する建築物に調和した色彩に努めること。
	素材	長期間にわたって良好な外観を維持できる耐久性の高い素材を使用するよう努めること。	＜共通＞ ○経年変化に考慮し、長期間美観を維持できる素材の使用に努めること。 ○周辺地域との調和のとれた素材の使用に努めること。 〈キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、モーター類似施設等〉 ○店内の電飾が多い場合は、夜間の周辺への影響を考慮して、透過性の低いガラスの使用に努めること。 〈スーパーマーケット、専門店、レンタルビデオショップ、貸自動車業等〉 ○周辺との調和を図り、耐久性の低い素材の使用は、控えるよう努めること。
	設備	外壁や屋上等に設ける設備は、囲いを設けるなど露出を避け、すっきりした外観になるよう努めること。	＜共通＞ ○デザイン上、建築物の美観を損なうような構築物（給水塔、屋外露出階段等）は、ルーバー等で覆ったり、デザインの工夫により建築物との一体化、調和を図るよう努めること。 〈ガソリンスタンド等〉 ○洗車機、シャッター等は、派手な色彩にならないよう努めること。 〈スーパーマーケット、専門店、レンタルビデオショップ、貸自動車業等〉 ○自動販売機は、色彩を周辺と調和させ、目立たせないような工夫に努めること。 〈ホテル、旅館等〉 ○空調機や屋外階段を露出しない構造等に努めること。

種別	項目	基本的配慮事項	行為の基準
	接道緑化	沿道にうるおいをもたらす植栽に努めること。	<共通> ○敷地面積が少なくまとまった植栽スペースを確保できない場合は、人の目につく道路沿いを含め、効果のあるところの緑化に努めること。 〈キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、モーター類似施設等〉 ○沿道に連続性のある緑地帯の設置に努めること。 ○適切な維持管理に努めること。 〈ガソリンスタンド等〉 ○歩道に面する所では、防火壁裏側に植栽帯を設け、歩行者への圧迫感の軽減と周辺との調和に努めること。 〈レストラン、喫茶店等〉 ○沿道に連続性のある緑地帯の設置に努めること。 ○適切な維持管理に努めること。 〈スーパーマーケット、専門店、レンタルビデオショップ、貸自動車業等〉 ○沿道に連続性のある緑地帯の設置に努めること。 ○適切な維持管理に努めること。 〈ホテル、旅館等〉 ○建築物の圧迫感を軽減する植栽帯を設けるよう努めること。
	駐車場緑化	駐車場は、緩衝帯となる植栽で遮蔽するよう努めること。	<共通> ○特に大規模な店舗のある広い駐車場は、道路沿いと敷地周辺の緑化のほかに、駐車ができないスペースには、緑化によるうるおいの創出に努めること。 ○屋外駐車場の舗装は、緑化ブロックや芝生保護材等を使用し、周辺環境へのうるおいの創出に努めること。 〈キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、モーター類似施設、レストラン、喫茶店、スーパーマーケット、専門店、レンタルビデオショップ、貸自動車業、ホテル、旅館等〉 ○歩道に面する所は、緑化し、まちなみにうるおいを与えるよう努めること。

種別	項目	基本的配慮事項	行為の基準
	周辺緑化	施設周辺や敷地の周囲及びさく、塀、擁壁等の前面の緑化に努めること。	<共通> ○緑化するためのスペースがない場合には、ツタ等により緑化し、周辺環境のうるおいの創出に努めること。 <キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、モーター類似施設等> ○地域の特性や沿道の街路樹との調和が図れる樹種の選定に努めること。また、建築物のボリューム感の低減を図るため、高木や密度のある緑化に努めること。
	オープンスペース	人々の憩いの場となるオープンスペースの確保に努めること。	<ホテル、旅館等> ○隅切部にオープンスペースを設けるなど、ゆとりある公開空間を設け、人々が集えるにぎわいの創出に努めること。